

事務連絡
令和6年4月18日

各居宅介護支援事業所 管理者様
各訪問型・通所型サービス事業所 管理者様

智頭町福祉課長
(公印省略)

令和6年度報酬改定に係る智頭町総合事業の対応方針について（通知）

平素より、本町の福祉行政の推進にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
本町が行う介護保険法第115条の45第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、下記のとおりお知らせします。
各事業所におかれましてはお手数をおかけしますが、対応についてご理解とご協力をお願いします。

記

1. 訪問型サービスについて

介護保険最新情報 vol.1210 で示されたように、1回当たり単価に「標準的なサービス」と「生活援助」の区分が設けられたことから、智頭町における取扱いを令和6年度中を目途に検討します。

【令和6年度における取扱い】

- 少なくとも令和6年度中は、ケアプランに定められた週当たりのサービス提供回数を基準に、一定回数までは1回当たり単価、これを超える場合は1月当たり単価で算定します。
(週1回程度の場合、4回までの利用は1回当たり単価、5回以上は1月当たり単価)
- 取扱いの変更に備え、ケアプランに「サービス提供内容(身体介護を含むか、生活援助のみか)」「提供時間の見込」を明確に記載してください。
訪問型サービスを提供する事業所におかれては、ケアプランに明確に示されるよう求めてください。
- 下記は、国の改正概要資料からの抜粋です。あくまで参考としてご覧ください。

基本報酬	改正前	令和6年度告示改正
1月当たり	週1回程度 1,176単位	週1回程度 1,176単位
	週2回程度 2,349単位	週2回程度 2,349単位
	週2回を超える程度 3,727単位	週2回を超える程度 3,727単位
1回当たり	月1回～4回 268単位	標準的なサービス 287単位
	月5回～8回 272単位	
	月9回～13回 287単位	
	20分～45分の生活援助 179単位	生活援助
	45分以上の生活援助 220単位	
短時間の身体介護 167単位	短時間の身体介護 163単位	

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

その他の取扱い（加算・減算の新設等）については、介護保険最新情報 vol.1210 に沿って制度改正を進めています。

2. 通所型サービスについて

介護保険最新情報 vol.1210 で示された内容に沿って、智頭町総合事業の要綱改正作業を進めています。詳細は、介護保険最新情報 vol.1210 をご確認ください。

・通所型サービスはこれまで通り、ケアプランに定められた週当たりのサービス提供回数を基準に、一定回数までは1回当たり単価、これを超える場合は1月当たり単価で算定します。

(週1回程度の場合、4回までの利用は1回当たり単価、5回以上は1月当たり単価)

・下記は、国の改正概要資料からの抜粋です。あくまで参考としてご覧ください。

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正		
1月当たり	要支援1・事業対象者	1,672単位	→	要支援1・事業対象者	1,798単位
	要支援2・事業対象者	3,428単位		要支援2・事業対象者	3,621単位
1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	284単位	→	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	436単位
	要支援2・事業対象者 (月5回～8回)	395単位		要支援2・事業対象者 (月1回～8回)	447単位

} 運動器機能向上加算の包括化

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875番地
 智頭町福祉課 介護保険係
 電話 0858-75-4102
 FAX 0858-75-4110